

大崎町過疎 |促進計画 域

期

とから、平成22年3月31日までの後期 立促進計画を策定するものです。 5カ年間を計画期間とする過疎地域自 平成7年3月31日で期限切れとなるこ 間の大崎町過疎地域自立促進計画が、 平成12年9月に策定した前期5ヵ年

改正するものです。

ように、納期の回数を6回から8回に の負担を軽減し、納税者が納めやすい

事業があります。 推進事業、スポー 業としては、マスターズプロジェクト 出来るものから実施されます。 業内容は、 を引き継ぐもので、今後5ヵ年間の事 計画の概要は、これまでの過疎計画 町の財政状況を見ながら、 ツプロジェクト推進 新規事

用語解説

マスターズプロジェクト推進事業

体力の維持・向上をはかり、 た生活を支援する事業です。 鹿屋体育大学と連携し、高齢者の 自立し

スポーツプロジェクト推進事業

を推進していく事業です。 住民の健康を目指し、元気な大崎町 ツ振興とスポーツ産業の形成、地域 スポーツ施設整備によるスポー

ਰ

6 期

8 期

国民健康保険税の1期ごとの納税額

ます。 月までの毎月が1期ごとの納期になり 実施され、第1期の6月から翌年の1 この改正の条例は、平成17年度から

5千3百82万4千円を追加

般会計補正予算

主な補正の内訳

- 〇三位一体改革による国からの介護保 れ、曽於地区介護保険組合への負担金 険事務費交付金が本年度から削減さ
- ○単独浄化槽から合併処理浄化槽への 切替が当初見込みより多かったため、 円を補正。 合併処理浄化槽補助金7百31万1千 3百4万2千円を一般財源で補正。
- 〇町道「西迫・岡別府線」の災害復旧費 豪雨によるものです。 11日の未明にかけての局地的な集中 に5百30万5千円、11月10日の夜から